

## 政令第三百三十二号

### 地方税法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）、国税収納金整理資金に関する法律（昭和二十九年法律第三十六号）及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号）附則の規定に基づき、この政令を制定する。

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第六条の十四第二項中「第七十三条の二十七の三第五項」を「第七十三条の二十七の四第五項」に改める。

第七条の十三の二第二号中「不動産」を「資産（前号又は次号に掲げる動産を除く。）」に改める。

第七条の十三の四中「価額」の下に「（その資産が所得税法第三十八条第二項に規定する資産である場合には、当該価額又は当該損失の生じた日にその資産の譲渡があつたものとみなして同項の規定（その資産が昭和二十七年十二月三十一日以前から引き続き所有していたものである場合には、同法第六十一条第三項の

規定)を適用した場合にその資産の取得費とされる金額に相当する金額)」を加える。

第七条の十五の十第四号中「又は同法第九条の九第四項」を「、同法第九条の九第一項第三号に掲げる事業を行う協同組合連合会又は同条第四項」に改め、「(同法第九条の六の二第一項(同法第九条の九第五項において準用する場合を含む。))の規定による認可を受けたものに限る。)」を削る。

第七条の十五の十四第四号中「火災共済協同組合」を「中小企業等協同組合法第九条の九第三項に規定する火災等共済組合」に改める。

第八条の六第一項、第二項第一号及び第六項中「第四十二条の六第五項」を「第四十二条の六第十二項」に改める。

第八条の九第一項中「第六十八条の十一第五項」を「第六十八条の十一第十二項」に改め、「第六十八条の十三第四項」の下に「、第六十八条の十四第五項」を加え、同条第二項第一号中「第四十二条の六第五項」を「第四十二条の六第十二項」に改め、「第四十二条の十第五項」を加え、「第六十八条の十一第五項」を「第六十八条の十一第十二項」に改め、「第六十八条の十三第四項」の下に「、第六十八条の十四第五項」を加える。

第八条の十一第一項中「第四十二条の六第五項」を「第四十二条の六第十二項」に改め、「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える。

第八条の十二第二項中「第九条の七第十七項」を「第九条の七第十九項」に改める。

第八条の十三第一項、第八条の十七第一項、第八条の二十一第一項及び第八条の二十三第一項中「第四十二条の六第五項」を「第四十二条の六第十二項」に改める。

第九条の七第二項中「規定する控除限度額」の下に「に第四項に規定する地方法人税の控除限度額を加算した金額」を、「連結控除限度個別帰属額」の下に「に第五項に規定する地方法人税の控除限度個別帰属額を加算した金額」を加え、「第四項」を「第六項」に、「第六項」を「第八項」に、「法人税法第六十九条及び」を「同法第六十九条及び」に改め、「第八十一条の十五の規定」の下に「並びに地方法人税法（平成二十六年法律第十一号）第十二条第一項及び第二項の規定」を加え、同条第二十七項中「第五項又は第十七項」を「第七項又は第十九項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十六項中「第四項ただし書」を「第六項ただし書」に、「百分の五」を「百分の三・二」に、「あん分して」を「按分して」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十五項中「第十八項」を「第二十項」に、「第十七項」を「第十九項」

に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第二十四項を同条第二十六項とし、同条第二十三項中「第十八項」を「第二十項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十二項中「第十八項第二号」を「第二十項第二号」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十一項中「第十八項」を「第二十項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十項中「第十八項」を「第二十項」に、「第十七項」を「第十九項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第十九項中「第十七項」を「第十九項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条中第十八項を第二十項とし、第十七項を第十九項とし、第十六項を第十八項とし、同条第十五項中「第六項」を「第八項」に、「第五項の」を「第七項の」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項中「第二十四項」を「第二十六項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項中「第六項」を「第八項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項中「第六項第二号」を「第八項第二号」に改め、同項第二号中「第五項後段」を「第七項後段」に改め、同号イ中「第二十二項第一号」を「第二十四項第一号」に、「第百五十五条の三十一第一号」を「第百五十五条の二十九第一号」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項中「第六項」を「第八項」に、「第七項」を「第九項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項中「第六項」を「第八項」に、「第五項」を「第七項」に、「第八項各号」を「第十項各号」

に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「第六項」を「第八項」に、「第五項」を「第七項」に、「第七項各号」を「第九項各号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項中「第六項」を「第八項」に改め、同項第三号中「第二十項第三号」を「第二十二項第三号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項第二号中「第十九項第二号」を「第二十一項第二号」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「第十一項、第十八項及び第二十一項」を「第十三項、第二十項及び第二十三項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「第四十八条の十三第五項」を「第四十八条の十三第七項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「国税の控除限度額に百分の五」を「法人税法第六十九条第一項に規定する控除限度額又は同法第八十一条の十五第一項に規定する連結控除限度個別帰属額（以下この項及び第四十八条の十三第七項において「法人税の控除限度額」という。）に百分の三・二」に改め、同項ただし書中「国税の控除限度額」を「法人税の控除限度額」に、「あん分して」を「あん按分して」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

- 4 法第五十三条第二十四項に規定する地方法人税法第十二条第一項の控除の限度額で政令で定めるものは、法人税法施行令第四百十二条の三に規定する地方法人税の控除限度額とする。

5 法第五十三条第二十四項に規定する地方法人税法第十二条第二項の控除の限度額で政令で定めるものは、法人税法施行令第百五十五条の三十に規定する地方法人税の控除限度個別帰属額とする。

第九条の九の八第一項第三号及び第九条の九の九第一項第三号中「法人税の額」の下に「及び地方法人税の額」を加える。

第二十条の二の十二第一項中「課された所得税額」の下に「及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十七号）の規定により課された復興特別所得税額」を加え、「第四十一条の十二第四項及び」を「第九条の六第六項、第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第四項、第四十一条の十二の二第七項及び」に、「において読み替えて」を「の規定により読み替えて」に改め、「第三条の三第五項」の下に「第六条第三項」を、「第九条の二第四項」の下に「第四十一条の九第四項」を加え、「及び第四十一条の十二第四項」を「第四十一条の十二第四項及び第四十一条の十二の二第七項」に改め、「当該所得税額」の下に「及び復興特別所得税額」を加え、同条第二項中「本節」を「この節」に改め、「課された所得税額」の下に「及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の規定により課された復興特別所得税額

「を」、「第三条の三第五項」の下に「、第六条第三項」を、「第九条の二第四項」の下に「、第四十一条の九第四項」を加え、「及び第四十一条の十二第四項」を「、第四十一条の十二第四項及び第四十一条の十二第七項」に、「において読み替えて」を「の規定により読み替えて」に改め、「当該所得税額」の下に「及び復興特別所得税額」を加える。

第二十一条の二第一項中「課された所得税額」の下に「及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の規定により課された復興特別所得税額」を加え、「第四十一条の十二第四項及び」を「第九条の六第六項、第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第四項、第四十一条の十二第七項及び」に、「において読み替えて」を「の規定により読み替えて」に改め、「第三条の三第五項」の下に「、第六条第三項」を、「第九条の二第四項」の下に「、第四十一条の九第四項」を加え、「及び第四十一条の十二第四項」を「、第四十一条の十二第四項及び第四十一条の十二の二第七項」に改め、「当該所得税額」の下に「及び復興特別所得税額」を加え、同条第二項中「課された所得税額」の下に「及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の規定により課された復興特別所得税額」を、「第三条の三第五項」の下に「、第六条第三項」を、「第九条

の二第四項」の下に「、第四十一条の九第四項」を加え、「及び第四十一条の十二第四項」を「、第四十一条の十二第四項及び第四十一条の十二の二第七項」に、「において読み替えて」を「の規定により読み替えて」に改め、「当該所得税額」の下に「及び復興特別所得税額」を加える。

第二十四条の六第一項中「第六十八条の十一第五項」を「第六十八条の十一第十二項」に改め、「第六十条の十三第四項」の下に「、第六十八条の十四第五項」を加え、同条第二項第一号中「第四十二条の六第五項」を「第四十二条の六第十二項」に改め、「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加え、「第六十八条の十一第五項」を「第六十八条の十一第十二項」に改め、「第六十八条の十三第四項」の下に「、第六十八条の十四第五項」を加える。

第二十四条の七第一項中「第四十二条の六第五項」を「第四十二条の六第十二項」に改め、「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える。

第三十五条の十七第一項中「本条」を「この条」に改め、「額とする。」の下に「(」の十七分の十に相当する額(」を加え、「百分の〇・五五」を「百分の〇・五〇」に改める。

第三十五条の十九第一項中「按分<sup>あん</sup>し」を「按分し」に改める。



第三十六条の七の次に次の一条を加える。

(法第七十三条の四第一項第四号の二の政令で定める者)

第三十六条の七の二 法第七十三条の四第一項第四号の二に規定する政令で定める者は、社会福祉法人(日本赤十字社を含む。次条から第三十六条の十までにおいて同じ。)以外の者で児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第三十四条の十五第二項の規定により同法第六条の三第十項に規定する小規模保育事業の認可を得たものとする。

第三十六条の八の見出し中「第七十三条の四第一項第四号の二」を「第七十三条の四第一項第四号の三」に改め、同条第一項中「第七十三条の四第一項第四号の二」を「第七十三条の四第一項第四号の三」に改め、同項第三号中「(昭和二十二年法律第百六十四号)」を削り、同条第二項中「第七十三条の四第一項第四号の二」を「第七十三条の四第一項第四号の三」に改め、同項第一号中「(日本赤十字社を含む。以下この条から第三十六条の十まで及び第三十六条の十二において同じ。)」を削り、同条の次に次の一条を加える。  
(法第七十三条の四第一項第四号の四の政令で定める者)

第三十六条の八の二 法第七十三条の四第一項第四号の四に規定する政令で定める者は、学校法人及び社会

福祉法人以外の者で就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第一項若しくは第三項の認定又は同法第十七条第一項の設置の認可を受けたものとする。

第三十六条の九（見出しを含む。）中「第七十三条の四第一項第四号の三」を「第七十三条の四第一項第四号の五」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（法第七十三条の四第一項第四号の七の政令で定める者）

第三十六条の九の二 法第七十三条の四第一項第四号の七に規定する政令で定める者は、社会福祉法人以外の者で介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百五條の四十七第一項の規定による市町村からの委託を受けたものとする。

第三十六条の十の見出し及び同条第一項中「第七十三条の四第一項第四号の七」を「第七十三条の四第一項第四号の八」に改め、同条第二項中「第七十三条の四第一項第四号の七」を「第七十三条の四第一項第四号の八」に改め、同項第六号中「小規模住居型児童養育事業」の下に「、病児保育事業、子育て援助活動支援事業」を加える。

第三十六条の十一（見出しを含む。）中「第七十三条の四第一項第四号の八」を「第七十三条の四第一項第四号の九」に改める。

第三十六条の十二を削る。

第三十七条の五第二項中「第三十八条第一項第二号に規定する」を「第三十九条第一項の」に改める。

第三十七条の九の二を次のように改める。

第三十七条の九の二 削除

第三十七条の九の十の次に次の一条を加える。

（法第七十三条の四第一項第三十八号の建設線等）

第三十七条の九の十一 法第七十三条の四第一項第三十八号に規定する建設線のうち政令で定めるものは、

同号に規定する建設線のうち国土交通大臣が総務大臣と協議して定めるものとする。

2 法第七十三条の四第一項第三十八号に規定する鉄道施設の用に供する不動産で政令で定めるものは、当

該施設の用に供する不動産のうち次に掲げるもの以外のものとする。

一 事務所の用に供する不動産

二 宿舎（業務上宿舎を使用すべき義務がある者が使用するものとされている宿舎を除く。）の用に供する不動産

第三十七条の十六第一号中「第三十七条の十八」を「第三十七条の十八第一項」に改める。

第三十七条の十八の見出し中「住宅」を「住宅等」に改め、同条中「次の各号に掲げるいずれかの要件に該当する住宅で」を「新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもの以外の住宅のうち」に改め、同条各号を削り、同条に次の二項を加える。

2 法第七十三条の十四第三項に規定する地震に対する安全性に係る基準として政令で定める基準は、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三章及び第五章の四に規定する基準又は国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準とする。

3 法第七十三条の十四第三項に規定する既存住宅のうち耐震基準に適合するものとして政令で定めるものは、既存住宅のうち次の各号に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

一 当該住宅の取得の日前二十年（登記簿に記録された当該住宅の構造が鉄骨造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造その他の総務省令で定めるものである住宅にあつては、二十五年）の期間内に

新築されたものであること。

二 昭和五十七年一月一日以後に新築されたものであること。

三 前項の基準に適合することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものであること。

第三十九条第四号を削り、同条中第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同条第七号中「第七十三條の二十七の二第一項」を「第七十三條の二十七の三第一項」に改め、同号を同条第六号とする。

第三十九条の二第二項を削り、同条第三項中「第七十三條の十四第八項第四号」を「第七十三條の十四第八項第三号」に改め、同項を同条第二項とする。

第三十九条の四（見出しを含む。）中「第七十三條の二十七の二第一項」を「第七十三條の二十七の三第一項」に改める。

第三十九条の五（見出しを含む。）中「第七十三條の二十七の五第一項」を「第七十三條の二十七の六第一項」に改める。

第三十九条の六（見出しを含む。）中「第七十三條の二十七の五第一項」を「第七十三條の二十七の六第一項」に改め、同条第一号中「本条」を「この条」に改め、同条第三号中「本号」を「この号」に改める。

第三十九条の七（見出しを含む。）中「第七十三条の二十七の六第一項」を「第七十三条の二十七の七第一項」に改める。

第四十八条の十三第二項中「第八十一条の十五の規定」の下に「並びに地方法人税法第十二条第一項及び第二項の規定」を加え、「第三百二十一条の八第二十四項」を「法第三百二十一条の八第二十四項」に改め、同条第二十八項中「第六項又は第十八項」を「第八項又は第二十項」に改め、同項を同条第三十項とし、同条第二十七項中「第五項ただし書」を「第七項ただし書」に、「百分の十二・三」を「百分の九・七」に、「あん分して」を「按分して」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第二十六項中「第十九項」を「第二十一項」に、「第十八項」を「第二十項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第二十五項を同条第二十七項とし、同条第二十四項中「第十九項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第二十三項中「第十九項第二号」を「第二十一項第二号」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十二項中「第十九項」を「第二十一項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十一項中「第九項」を「第二十一項」に、「第十八項」を「第二十項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十九項中「第十八項」を「第二十項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条中第十九項を第二十一項とし、

第十八項を第二十項とし、第十七項を第十九項とし、同条第十六項中「第七項」を「第九項」に、「第六項」を「第八項」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十五項中「第二十五項」を「第二十七項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項中「第七項」を「第九項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十三項中「第七項第二号」を「第九項第二号」に改め、同項第二号中「第六項後段」を「第八項後段」に改め、同号イ中「第二十三項第一号」を「第二十五項第一号」に、「第百五十五条の三十第一号」を「第百五十五条の二十九第一号」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項中「第七項」を「第九項」に、「第八項」を「第十項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十一項中「第七項」を「第九項」に、「第六項」を「第八項」に、「第九項各号」を「第十一項各号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項中「第七項」を「第九項」に、「第六項」を「第八項」に、「第八項各号」を「第十項各号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第九項中「第七項」を「第九項」に改め、同項第三号中「第二十一項第三号」を「第二十三項第三号」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第八項第二号中「第二十項第二号」を「第二十二項第二号」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「第十二項、第十九項及び第二十二項」を「第十四項、第二十一項及び第二十四項」に改め、同項第一号中「第十八項」を「第二十項」に改め、同

項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第五項中「国税の控除限度額」を「法人税の控除限度額」に、「百分の十二・三」を「百分の九・七」に、「あん分して」を「按分して」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4 法第三百二十一条の八第二十四項に規定する地方法人税法第十二条第一項の控除の限度額で政令で定めるものは、法人税法施行令第四百十二条の三に規定する地方法人税の控除限度額とする。

5 法第三百二十一条の八第二十四項に規定する地方法人税法第十二条第二項の控除の限度額で政令で定めるものは、法人税法施行令第五百十五条の三十に規定する地方法人税の控除限度個別帰属額とする。

第四十八条の十五の三第一項第三号及び第四十八条の十五の四第一項第三号中「法人税の額」の下に「及び地方法人税の額」を加える。

第四十九条の十一の次に次の一条を加える。

(法第三百四十八条第二項第十号の二の政令で定める者)

第四十九条の十一の二 法第三百四十八条第二項第十号の二に規定する政令で定める者は、社会福祉法人（

日本赤十字社を含む。次条から第四十九条の十五までにおいて同じ。）以外の者で児童福祉法第三十四条



の十五第二項の規定により同法第六条の三十第十項に規定する小規模保育事業の認可を得たものとする。

第四十九条の十二の見出し及び同条第一項中「第三百四十八条第二項第十号の二」を「第三百四十八条第二項第十号の三」に改め、同条第二項中「第三百四十八条第二項第十号の二」を「第三百四十八条第二項第十号の三」に改め、同項第一号中「（日本赤十字社を含む。以下この条から第四十九条の十五までにおいて同じ。）」を削り、同条の次に次の一条を加える。

（法第三百四十八条第二項第十号の四の政令で定める者）

第四十九条の十二の二 法第三百四十八条第二項第十号の四に規定する政令で定める者は、学校法人及び社会福祉法人以外の者で就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第三条第一項若しくは第三項の認定又は同法第十七条第一項の設置の認可を受けたものとする。

第四十九条の十三（見出しを含む。）中「第三百四十八条第二項第十号の三」を「第三百四十八条第二項第十号の五」に改める。

第四十九条の十四（見出しを含む。）中「第三百四十八条第二項第十号の五」を「第三百四十八条第二項第十号の七」に改める。

第四十九条の十五の見出し及び同条第一項中「第三百四十八条第二項第十号の六」を「第三百四十八条第二項第十号の八」に改め、同条第二項中「第三百四十八条第二項第十号の六」を「第三百四十八条第二項第十号の八」に改め、同項第十号中「一時預かり事業」の下に「、病児保育事業、子育て援助活動支援事業」を加える。

第四十九条の十六（見出しを含む。）中「第三百四十八条第二項第十号の七」を「第三百四十八条第二項第十号の九」に改める。

第五十一条の三を削る。

第五十一条の二の四（見出しを含む。）中「第三百四十八条第二項第十七号の二」を「第三百四十八条第二項第十八号」に改め、同条を第五十一条の三とする。

第五十一条の十六の四中「非課税地方独立行政法人以外の者が使用しているものその他の」を削り、同条第一号中「法第二十五条第一項第一号に規定する非課税地方独立行政法人」を「地方独立行政法人（公立大学法人を除く。）」に改める。

第五十四条の三十二第一項第四号中「第七十三条の二十七の二第一項」を「第七十三条の二十七の三第一

項」に改め、同項第六号中「第十六条第一項」を「第四十二条第一項」に改め、同条第二項第四号中「第七十三条の二十七の二第一項」を「第七十三条の二十七の三第一項」に改め、同項第六号中「第十六条第一項」を「第四十二条第一項」に、「本号」を「この号」に改める。

第五十四条の四十六第一項中「第七十三条の二十七の六」を「第七十三条の二十七の七」に改め、同条第二項第一号中「第七十三条の二十七の二」を「第七十三条の二十七の三」に改め、同項第二号中「第七十三条の二十七の三」を「第七十三条の二十七の四」に改め、同項第三号中「第七十三条の二十七の四」を「第七十三条の二十七の五」に改める。

第五十六条の二十六の三（見出しを含む。）中「第七百一条の三十四第三項第十号の二」を「第七百一条の三十四第三項第十号の三」に改める。

第五十六条の二十六の四（見出しを含む。）中「第七百一条の三十四第三項第十号の三」を「第七百一条の三十四第三項第十号の五」に改める。

第五十六条の二十六の五中「小規模住居型児童養育事業」の下に「、病児保育事業、子育て援助活動支援

事業」を加える。

第五十六条の八十八の二第二項中「十四万円」を「十六万円」に改め、同条第三項中「十二万円」を「十四万円」に改める。

第五十六条の八十九第一項中「三十五万円」を「四十五万円」に改め、「（当該世帯主を除く。）」を削り、同条第二項第二号口中「（当該世帯主を除く。）」を削り、同号ハ中「三十五万円」を「四十五万円」に改める。

第五十七条の二中「第四十八条の十三第二十七項」を「第四十八条の十三第二十九項」に、「それぞれ」を「それぞれ」に、「及び法第三百二十一条の八第二十四項」を「及び第三百二十一条の八第二十四項」に、「同条第五項」を「同条第七項」に、「百分の十二・三」を「百分の九・七」に、「百分の十七・三」を「百分の十二・九」に、「国税の控除限度額」を「法人税の控除限度額」に、「あん分して」を「按分して」に、「第九条の七第四項ただし書又は第四十八条の十三第五項ただし書」を「第九条の七第六項ただし書又は第四十八条の十三第七項ただし書」に、「同条第六項」を「同条第八項」に、「法第三百二十一条の八第二十四項の」を「同条第二十四項の」に、「同条第七項、第十項、第十一项、第十三項、第十四項及び

第十六項」を「同条第九項、第十二項、第十三項、第十五項、第十六項及び第十八項」に改める。

第五十八条中「第七十三条の二十七の六」を「第七十三条の二十七の七」に改める。

附則第六条の十一第一項中「本条」を「この条」に改め、「額とする。」の下に「<sup>c</sup>」の十七分の十に相当する額（<sup>c</sup>）を加え、「百分の〇・三五」を「百分の〇・四五」に改める。

附則第六条の十六第四項を削り、同条第五項中「附則第十条第五項」を「附則第十条第四項」に、「第八号」を「第九号」に改め、同項を同条第四項とする。

附則第七条第七項第二号中「第二条第十九項」を「第二条第二十一項」に改める。

附則第十条第四項中「第十八項、第十九項、第二十三項、第二十六項から第三十項まで、第三十一項第二号及び第三十四項」を「第十九項、第二十項、第二十四項、第二十七項から第三十一項まで、第三十二項第二号及び第三十五項」に改め、同項の表第七十条の四第十八項の項中「第七十条の四第十八項」を「第七十条の四第十九項」に改め、同表第七十条の四第十九項の項中「第七十条の四第十九項」を「第七十条の四第二十項」に改め、同表第七十条の四第二十三項の項中「第七十条の四第二十三項」を「第七十条の四第二十四項」に改め、「第二十一項」を「第二十二項」に改め、同表第七十条の四第二十六項の項中「第七十条の四第二



十二項、第二十五項、第二十六項、第六十四項及び第六十五項」に、「第四十条の六第十二項中」を「第四十条の六第十四項中」に、「同条第二十項中」を「同条第二十二項中」に、「同条第五十八項中」を「同条第六十四項中」に改め、同条第七項中「第七十条の四第十七項」を「第七十条の四第十八項」に、「同条第十七項」を「同条第十八項」に改め、同条第九項中「第七十条の四第十七項」を「第七十条の四第十八項」に改め、同条第十二項中「第七十条の四第二十一項」を「第七十条の四第二十二項」に、「第七十条の四第二十六項」を「第七十条の四第二十七項」に改め、同条第十三項中「第七十条の四第二十一項」を「第七十条の四第二十二項」に、「同条第二十一項」を「同条第二十二項」に、「第四十条の六第四十六項各号」を「第四十条の六第五十二項各号」に改め、同条第十四項中「第七十条の四第十八項及び第十九項」を「第七十条の四第十九項及び第二十項」に、「第七十条の四第二十一項」を「第七十条の四第二十二項」に改め、同条第十五項中「第七十条の四第二十二項」を「第七十条の四第二十三項」に改め、同条第十八項中「第七十条の四第三十五項」を「第七十条の四第三十六項」に改め、同条第十九項中「第七十条の四第三十六項」を「第七十条の四第三十七項」に改め、同条第二十一項第二号中「第四十条の六第八項」を「第四十条の六第九項」に改め、同項第三号中「第四十条の六第十一項」を「第四十条の六第十三項」に改め、同条第二十

三項及び第二十五項中「第七十条の四第二十六項」を「第七十条の四第二十七項」に改め、同条第二十六項中「第七十条の四第十八項及び第十九項」を「第七十条の四第十九項及び第二十項」に改める。

附則第十条の三第一項中「第八号」を「第九号」に改め、同条第五項を削る。

附則第十一条第十項を削り、同条第十一項中「附則第十五条第十項」を「附則第十五条第九項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第十二項中「附則第十五条第十二項」を「附則第十五条第十一項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第十三項中「附則第十五条第十二項」を「附則第十五条第十一項」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十四項中「附則第十五条第十二項」を「附則第十五条第十一項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十五項中「附則第十五条第十三項」を「附則第十五条第十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十六項中「附則第十五条第十五項」を「附則第十五条第十四項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十七項中「附則第十五条第十六項」を「附則第十五条第十五項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第十八項中「附則第十五条第十六項」を「附則第十五条第十五項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十九項中「附則第十五条第十七項」を「附則第十五条第十六項」に改め、「総務省令で定める」の下に「ものの用に供する」を加え、同項を同条第十八項とし、同条第二十項中「附則



第十五条第十八項」を「附則第十五条第十七項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第二十一項中「附則第十五条第十九項」を「附則第十五条第十八項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第二十二項を削り、同条第二十三項中「附則第十五条第二十一項」を「附則第十五条第十九項」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第二十四項中「附則第十五条第二十一項」を「附則第十五条第十九項」に改め、同項を同条第二十二項とし、同条第二十五項中「附則第十五条第二十二項」を「附則第十五条第二十項」に改め、同項を同条第二十三項とし、同条第二十六項中「附則第十五条第二十二項」を「附則第十五条第二十項」に改め、同項を同条第二十四項とし、同条第二十七項中「附則第十五条第二十三項」を「附則第十五条第二十一項」に改め、同項を同条第二十五項とし、同条第二十八項中「附則第十五条第二十六項」を「附則第十五条第二十四項」に改め、同項を同条第二十六項とし、同条第三十一項中「附則第十五条第二十八項」を「附則第十五条第二十五項」に改め、同項を同条第二十七項とし、同条第三十二項中「附則第十五条第二十九項」を「附則第十五条第二十六項」に改め、同項を同条第二十八項とし、同条第三十三項中「附則第十五条第二十九項」を「附則第十五条第二十六項」に改め、同項を同条第二十九項とし、同条第三十四項中「附則第十五条第三十項」を「附則第十五条第二十七項」に改め、同項を同条第三

十項とし、同条第三十五項中「附則第十五条第三十二項」を「附則第十五条第二十九項」に改め、同項を同条第三十一項とし、同条第三十六項中「附則第十五条第三十三項」を「附則第十五条第三十項」に改め、同項を同条第三十二項とし、同条第三十七項中「附則第十五条第三十三項」を「附則第十五条第三十項」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十八項中「附則第十五条第三十三項」を「附則第十五条第三十項」に改め、同項第一号中「第三十六項第一号」を「第三十二項第一号」に改め、同項第二号中「第三十六項第二号」を「第三十二項第二号」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十九項中「附則第十五条第三十八項」を「附則第十五条第三十五項」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条に次の二項を加える。

36 法附則第十五条第三十九項に規定する機械その他の設備で政令で定めるものは、機械及び装置で一台又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式とする。以下この項において同じ。）の取得価額（総務省令で定めるところにより計算した取得価額をいう。以下この項において同じ。）が四千万円以上のもの並びに器具及び備品（専ら研究開発に関する事業の用に供されるものとして総務省令で定めるものに限る。）で一台又は一基の取得価額が二千万円以上のものとする。

37 法附則第十五条第四十項に規定する家屋及び償却資産で政令で定めるものは、公共施設（都市再生特別

措置法第二条第二項に規定する公共施設をいう。)及び都市の居住者の利便の向上に資する施設で総務省令で定めるものの用に供する家屋及び償却資産とする。

附則第十二条第二十四項中「附則第十五条の九第一項に規定する」の下に「地震に対する安全性に係る基準として」を加え、同条第二十五項第三号中「次項」を「以下この条」に改め、同条第二十六項第二号イ中「この号」を「この条」に改め、同条第四十二項を同条第四十四項とし、同条第四十一項の次に次の二項を加える。

- 42 法附則第十五条の十第一項に規定する同項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額は、次の各号に掲げる耐震基準適合家屋の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
- 一 区分所有に係る耐震基準適合家屋以外の耐震基準適合家屋 次に掲げる耐震基準適合家屋の区分に応じ、それぞれに定める額
  - イ 住宅以外の耐震基準適合家屋 当該耐震基準適合家屋に係る固定資産税額
  - ロ 住宅のうち共同住宅等である耐震基準適合家屋以外の耐震基準適合家屋 当該耐震基準適合家屋に係る固定資産税額に、当該耐震基準適合家屋の床面積から人の居住の用に供する部分（別荘の用に供

する部分を除く。以下この項及び次項において同じ。）の床面積（人の居住の用に供する部分の床面積が百二十平方メートルを超える場合にあつては、当該部分の床面積を百二十平方メートルとして算定するものとする。）を控除して得た床面積の当該耐震基準適合家屋の床面積に対する割合（人の居住の用に供する部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度等に著しい差違がある場合には、その差違に依りて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た額

ハ 住宅のうち共同住宅等である耐震基準適合家屋 当該耐震基準適合家屋に係る固定資産税額に、当該耐震基準適合家屋の床面積から人の居住の用に供する部分の床面積（一の独立区画部分の床面積が百二十平方メートルを超える場合にあつては、当該一の独立区画部分の床面積を百二十平方メートルとして算定するものとする。）を控除して得た床面積の当該耐震基準適合家屋の床面積に対する割合（人の居住の用に供する部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度等に著しい差違がある場合には、その差違に依りて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た額

二 区分所有に係る耐震基準適合家屋 次に掲げる専有部分の区分に応じ、それぞれに定める額

イ 居住用専有部分以外の専有部分 当該専有部分に係る専有部分税額

ロ 居住専有独立部分を有する居住用専有部分以外の居住用専有部分 当該居住用専有部分に係る専有  
部分税額に、当該居住用専有部分の床面積から人の居住の用に供する部分の床面積（人の居住の用に  
供する部分の床面積が百二十平方メートルを超える場合には、当該部分の床面積を百二十平方  
メートルとして算定するものとする。）を控除して得た床面積の当該居住用専有部分の床面積に対す  
る割合（人の居住の用に供する部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度等に著  
しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合  
）を乗じて得た額

ハ 居住専有独立部分を有する居住用専有部分 当該居住用専有部分に係る専有部分税額に、当該居住  
用専有部分の床面積から人の居住の用に供する部分の床面積（一の居住専有独立部分の床面積が百二  
十平方メートルを超える場合にあっては、当該一の居住専有独立部分の床面積を百二十平方メートル  
として算定するものとする。）を控除して得た床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合（

人の居住の用に供する部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度等に著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た額

43 法附則第十五条の十第一項に規定する耐震改修に要した費用の額として政令で定めるところにより算定した額は、同項に規定する政府の補助で総務省令で定めるものの額の算定の基礎となつた当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用の額に、次の各号に掲げる耐震基準適合家屋の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 区分所有に係る耐震基準適合家屋以外の耐震基準適合家屋 次に掲げる耐震基準適合家屋の区分に応じ、それぞれに定める割合

イ 住宅以外の耐震基準適合家屋 十分の十

ロ 住宅のうち共同住宅等である耐震基準適合家屋以外の耐震基準適合家屋 当該耐震基準適合家屋の床面積から人の居住の用に供する部分の床面積（人の居住の用に供する部分の床面積が百二十平方メートルを超える場合にあつては、当該部分の床面積を百二十平方メートルとして算定するものとする

。を控除して得た床面積の当該耐震基準適合家屋の床面積に対する割合（人の居住の用に供する部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度等に著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）

ハ 住宅のうち共同住宅等である耐震基準適合家屋 当該耐震基準適合家屋の床面積から人の居住の用に供する部分の床面積（一の独立区画部分の床面積が百二十平方メートルを超えらるる場合に於ては、当該一の独立区画部分の床面積を百二十平方メートルとして算定するものとする。）を控除して得た床面積の当該耐震基準適合家屋の床面積に対する割合（人の居住の用に供する部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度等に著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）

二 区分所有に係る耐震基準適合家屋 次に掲げる専有部分の区分に応じ、それぞれに定める割合

イ 居住用専有部分以外の専有部分 当該専有部分に係る専有部分税額の当該耐震基準適合家屋に係る固定資産税額に対する割合

ロ 居住専有独立部分を有する居住用専有部分以外の居住用専有部分 当該居住用専有部分に係る専有

部分税額の当該耐震基準適合家屋に係る固定資産税額に対する割合に、当該居住用専有部分の床面積から人の居住の用に供する部分の床面積（人の居住の用に供する部分の床面積が百二十平方メートルを超える場合にあつては、当該部分の床面積を百二十平方メートルとして算定するものとする。）を控除して得た床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合（人の居住の用に供する部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度等に著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た割合

ハ 居住専有独立部分を有する居住用専有部分 当該居住用専有部分に係る専有部分税額の当該耐震基準適合家屋に係る固定資産税額に対する割合に、当該居住用専有部分の床面積から人の居住の用に供する部分の床面積（一の居住専有独立部分の床面積が百二十平方メートルを超える場合にあつては、当該一の居住専有独立部分の床面積を百二十平方メートルとして算定するものとする。）を控除して得た床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合（人の居住の用に供する部分とその他の部分とについて、天井の高さ、附帯設備の程度等に著しい差違がある場合には、その差違に応じて総務省令で定めるところにより当該割合を補正した割合）を乗じて得た割合



附則第十八条第四項第一号中「第九項」を「第九項第一号」に改め、「の新株予約権者」の下に「（新投資口予約権（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十七項に規定する新投資口予約権をいう。以下この号において同じ。）の新投資口予約権者を含む。以下この号及び第九項第一号において同じ。）」を、「被合併法人の新株予約権」の下に「（新投資口予約権を含む。第九項第一号において同じ。）」を加え、「同条第十二号」を「法人税法第二条第十二号」に改める。

附則第二十三条第一項中「法附則第四十一条第三項に規定する特定一般社団法人」を「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人であつて同法第百六条第一項の登記をしていないもの」に、「同項に規定する特定一般財団法人」を「同法第四十条第一項の規定により存続する一般財団法人であつて同法第百六条第一項の登記をしていないもの」に、「附則第十一条第二十五項及び第二十六項」を「附則第十一条第二十三項及び第二十四項」に改め、同条第三項から第八項までを削り、同条第九項中「附則第四十一条第十四項」を「附則第四十一条第八項」に改め、同項を同条第三項とする。

附則第二十四条中第十項を第十一項とし、第九項を第十項とし、同条第八項中「附則第四十二条第三項」を「附則第四十二条第四項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項中「附則第四十二条第三項」を「附則第四十二条第四項」に、「附則第四十二条第四項」を「附則第四十二条第五項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第六項中「附則第四十二条第三項」を「附則第四十二条第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 法附則第四十二条第三項第二号に規定する政令で定めるところにより計算される金額は、同号の損失を生じた時の直前における同号の資産の価額（その資産が所得税法第三十八条第二項に規定する資産である場合には、当該価額又は当該損失の生じた日にその資産の譲渡があつたものとみなして同項の規定（その資産が昭和二十七年十二月三十一日以前から引き続き所有していたものである場合には、同法第六十一条第三項の規定）を適用した場合にその資産の取得費とされる金額に相当する金額）を基礎として計算した金額とする。

附則第二十四条に次の一項を加える。

12 法附則第四十二条第六項第二号に規定する政令で定めるところにより計算される金額は、同号の損失を

生じた時の直前における同号の資産の価額（その資産が所得税法第三十八条第二項に規定する資産である場合には、当該価額又は当該損失の生じた日にその資産の譲渡があつたものとみなして同項の規定（その資産が昭和二十七年十二月三十一日以前から引き続き所有していたものである場合には、同法第六十一条第三項の規定）を適用した場合にその資産の取得費とされる金額に相当する金額）を基礎として計算した金額とする。

附則第二十五条第二項中「附則第四十二条第三項」を「附則第四十二条第四項」に改める。

附則第二十七条第六項中「附則第四十四条第四項各号」を「附則第四十四条第五項各号」に改め、同条第七項中「附則第四十四条第四項から第六項まで」を「附則第四十四条第五項から第七項まで」に改め、同条第八項中「附則第四十四条第四項から第六項まで」を「附則第四十四条第五項から第七項まで」に、「附則第二十四条第十項」を「附則第二十四条第十一項」に改め、同条第九項中「附則第四十四条第四項から第六項まで」を「附則第四十四条第五項から第七項まで」に改める。

附則第三十三条第十五項及び第二十四項中「第十五条の九」を「第十五条の十」に改める。

## 附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第八条の十二第二項、第九条の七、第九条の九の八第一項第三号、第九条の九の九第一項第三号、第三十五条の十九第一項、第四十八条の十三、第四十八条の十五の三第一項第三号、第四十八条の十五の四第一項第三号及び第五十七条の二の改正規定並びに次条第五項、附則第六条第五項及び第十条の規定
- 平成二十六年十月一日

- 二 第七条の十三の二第二号、第七条の十三の四、第七条の十五の十第四号及び第七条の十五の十四第四号並びに附則第十八条第四項第一号、第二十四条、第二十五条第二項及び第二十七条の改正規定並びに次条第一項から第四項まで及び附則第六条第一項から第四項までの規定
- 平成二十七年一月一日

- 三 第二十条の二の十二第一項の改正規定（「第四十一条の十二第四項及び」を「第九条の六第六項、第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第四項、第四十一条の十二の二第七項及び」に改める部分（第四十一条の十二の二第七項に係る部分に限る。）及び「及び第四十一条の十二第四項」を「、第四十一

条の十二第四項及び第四十一条の十二の二第七項」に改める部分に限る。）、同条第二項の改正規定（「及び第四十一条の十二第四項」を「、第四十一条の十二第四項及び第四十一条の十二の二第七項」に改める部分に限る。）、第二十一条の二第一項の改正規定（「第四十一条の十二第四項及び」を「第九条の六第六項、第四十一条の九第四項、第四十一条の十二第四項、第四十一条の十二の二第七項及び」に改める部分（第四十一条の十二の二第七項に係る部分に限る。）及び「及び第四十一条の十二第四項」を「、第四十一条の十二第四項及び第四十一条の十二の二第七項」に改める部分に限る。）及び同条十二の二第七項」に改める部分に限る。）平成二十八年一月一日

四 附則第五条第二項の規定 農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成二十五年法律第百二号）の施行の日

五 第八条の九第一項の改正規定（「第六十八条の十三第四項」の下に「、第六十八条の十四第五項」を加える部分に限る。）、同条第二項第一号の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を、「第六十八条の十三第四項」の下に「、第六十八条の十四第五項」を加える部分に

限る。）、第八条の十第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）、第二十四条の六第一項の改正規定（「第六十八条の十三第四項」の下に「、第六十八条の十四第五項」を加える部分に限る。）、同条第二項第一号の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を、第六十八条の十三第四項」の下に「、第六十八条の十四第五項」を加える部分に限る。）、第二十四条の七第一項の改正規定（「第四十二条の九第四項」の下に「、第四十二条の十第五項」を加える部分に限る。）及び附則第十一条に二項を加える改正規定（同条第三十七項に係る部分に限る。）

六 第三十七条の五第二項の改正規定 中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）の施行の日  
十六年法律第 号）の施行の日

七 附則第六条の十六第五項の改正規定（「第八号」を「第九号」に改める部分に限る。）及び附則第十条の三第一項の改正規定 道路法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）の施行の日  
八 附則第十一条に二項を加える改正規定（同条第三十七項に係る部分に限る。） 都市再生特別措置法

等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第 号）の施行の日

九 附則第七条第七項第二号の改正規定 金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第 四十五号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日

十 第三十六条の七の次に一条を加える改正規定、第三十六条の八の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第三十六条の九の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第三十六条の十及び第三十条の十一の改正規定、第三十六条の十二を削る改正規定、第四十九条の十一の次に一条を加える改正規定、第四十九条の十二の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第四十九条の十三から第四十九条の十六までの改正規定並びに第五十六条の二十六の三から第五十六条の二十六の五までの改正規定並びに附則第五条第一項、第七条第二項及び第八条の規定 子ども・子育て支援法（平成二十四年法律 第六十五号）の施行の日

（道府県民税に関する経過措置）

第二条 この政令による改正後の地方税法施行令（以下「新令」という。）第七条の十三の二第二号の規定

は、平成二十六年四月一日以後の災害又は盗難若しくは横領により生ずる地方税法第三十四条第一項第一

号に規定する損失の金額について適用し、同日前の災害又は盗難若しくは横領により生じた同号に規定する損失の金額については、なお従前の例による。

2 新令第七条の十三の四及び附則第十八条第四項第一号の規定は、平成二十七年以後の年度分の個人の道府県民税について適用し、平成二十六年度分までの個人の道府県民税については、なお従前の例による。

3 新令第七条の十五の十第四号の規定は、道府県民税の所得割の納税義務者が平成二十六年四月一日以後に支払う地方税法第三十四条第一項第五号イに規定する新生命保険料若しくは旧生命保険料、同号ロに規定する介護医療保険料又は同号ハに規定する新個人年金保険料若しくは旧個人年金保険料について適用し、道府県民税の所得割の納税義務者が同日前に支払った同号イに規定する新生命保険料若しくは旧生命保険料、同号ロに規定する介護医療保険料又は同号ハに規定する新個人年金保険料若しくは旧個人年金保険料については、なお従前の例による。

4 新令第七条の十五の十四第四号の規定は、道府県民税の所得割の納税義務者が平成二十六年四月一日以後に支払う地方税法第三十四条第一項第五号の三に規定する地震保険料について適用し、道府県民税の所得割の納税義務者が同日前に支払った同号に規定する地震保険料については、なお従前の例による。



5 前条第一号に掲げる規定の施行の日以後に開始する最初の事業年度又は連結事業年度に係る法人の道府県民税についての新令第八条の六（新令第八条の八において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、新令第八条の六第一項中「六を乗じて」とあるのは、「三・八を乗じて」とする。

（法人の事業税に関する経過措置）

第三条 新令第二十条の二の十二（復興特別所得税額に係る部分に限る。）及び第二十一条の二（復興特別所得税額に係る部分に限る。）の規定は、平成二十六年四月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（地方消費税に関する経過措置）

第四条 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号。以下この条において「地方税法等改正法」という。）第一条の規定による改正後の地方税法（以下この項において「地方税法等改正法による改正地方税法」という。）第七十二条の百十三及び附則第九条の十四並びに新令第三十五条の十七、第三十五条の十八、

附則第六条の十一及び附則第六条の十二の規定は、平成二十六年三月から五月までの期間を徴収取扱費算定期間（新令第三十五条の十七及び附則第六条の十一に規定する徴収取扱費算定期間をいう。以下この条において同じ。）とする徴収取扱費（地方税法等改正法による改正地方税法第七十二条の百十三第一項及び附則第九条の十四第一項に規定する徴収取扱費をいう。以下この条において同じ。）の支払から適用する。この場合において、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがあるときは、新令第三十五条の十七、第三十五条の十八、附則第六条の十一及び附則第六条の十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第三十五条の十七第一項</p>	<p>第七十二条の百三第三項</p>	<p>第七十二条の百三第三項及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号。以下この条及び附則第六条の十</p>
--------------------	--------------------	--

<p>第七十二条の百四</p>	
<p>同条第三項</p>	<p>一において「地方税法等改正法」という。        一 附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び附則第六条の十一において「旧地方税法」という。）第七十二条の百三第三項第七十二条の百四及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四第三項</p>

	<p>第三十五条 の十七第二 項</p>	<p>第七十二条の百五第二項</p>	<p>第七十二条の百五第二項</p>
<p>第七十二条の百五第二項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百五第二項</p>	<p>第七十二条の百四及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四</p>	<p>第七十二条の百三第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百三第三項</p>	<p>第七十二条の百五第二項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例</p>

		<p>によることとされた旧地方税法第七十二条の百五第二項</p>
<p>附則第六条の十一第一項</p>	<p>附則第九条の六第三項</p>	<p>附則第九条の六第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項</p>
	<p>附則第九条の七</p>	<p>附則第九条の七及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の七</p>
<p>同条</p>		<p>法附則第九条の七及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の七</p>
	<p>附則第九条の八第二項</p>	<p>附則第九条の八第二項及び地方税法等改正</p>

	<p>附則第六条 の十一第二 項</p>		<p>附則第九条の七</p>	<p>法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の八第二項</p>
<p>法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の八第二項</p>	<p>附則第九条の七及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の七</p>	<p>附則第九条の六第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項</p>	<p>附則第九条の八第二項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の</p>	

八第二項

2 平成二十六年三月から五月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての新令第

三十五條の十七、第三十五條の十八、附則第六條の十一及び附則第六條の十二の規定の適用については、

次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十五條 の十七第一 項	各期間（以下この條及び次條 の百三第三項	各期間（次條
	当該各徴収取扱費算定期間内に法第七十二	平成二十六年三月に社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号。以下この條及び附則第六條の十一において「旧地方税法」という。）第一条の規定による改正前の地方税法（以下この條及び附則第六條の十一において「旧地方

	税法」という。)第七十二条の百三第三項
当該各徴収取扱費算定期間内に法第七十二条の百四	同月に旧地方税法第七十二条の百四
同じ	「旧法還付金等」という
当該還付金等	当該旧法還付金等
法第七十二条の百五第二項	旧地方税法第七十二条の百五第二項
)の十七分の十に相当する額(次条において「徴収取扱費基礎額」	次条において「平成二十六年三月の徴収取扱費基礎額」
百分の〇・五〇	百分の〇・五五
金額	金額と平成二十六年四月及び五月に法第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額(平成二十六年四月及び五月に法



第三十五条	
法第七十二条の百四	
平成二十五年十二月から平成二十六年二月	<p>第七十二条の百四の規定により貨物割に係る還付金等（同条第三項に規定する還付金等をいう。以下この条において同じ。）が還付された場合にあつては当該還付金等に相当する額を控除し、法第七十二条の百五第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては当該加算されるべき額を加算した額とする。）の十二分の十に相当する額（次条において「平成二十六年四月及び五月の徴収取扱費基礎額」という。）に百分の〇・五〇を乗じて得た金額との合計額</p>

の十七第二  
項

	<p>までの期間内に旧地方税法第七十二条の百四</p>
<p>係る還付金等</p>	<p>係る旧法還付金等</p>
<p>、当該還付金等</p>	<p>、当該旧法還付金等</p>
<p>当該還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内に法第七十二条の百三第三項</p>	<p>当該期間内に旧地方税法第七十二条の百三第三項</p>
<p>当該徴収取扱費算定期間内に法第七十二条の百五第二項</p>	<p>当該期間内に旧地方税法第七十二条の百五第二項</p>
<p>還付金等が当該徴収取扱費算定期間の次の徴収取扱費算定期間内</p>	<p>旧法還付金等が平成二十六年三月に還付されたものとみなし、同月に旧地方税法第七十二条の百四の規定により旧法還付金等が還付された場合であつて、当該旧法還付金</p>

<p>の十一第一</p>	<p>附則第六条</p>	<p>第三十五条 の十八</p>	
<p>当該各徴収取扱費算定期間内に法附則第九</p>	<p>各期間（以下この条及び次条</p>	<p>徴収取扱費基礎額</p>	
<p>平成二十六年三月に旧地方税法附則第九条</p>	<p>各期間（次条</p>	<p>平成二十六年三月の徴収取扱費基礎額及び 平成二十六年四月及び五月の徴収取扱費基 礎額</p>	<p>等に相当する額が同月に旧地方税法第七十 二条の百三第三項の規定により当該道府県 に払い込むべき貨物割として納付された額 の総額（同月に旧地方税法第七十二条の百 五第二項の規定による加算されるべき額が ある場合にあつては、これを加算した額） を超えるときは、当該超える額に相当する 還付金等が平成二十六年四月及び五月</p>

項

<p>条の六第三項</p> <p>当該各徴収取扱費算定期間内に法附則第九 条の七</p>	<p>の六第三項</p> <p>同月に旧地方税法附則第九条の七</p>
<p>同じ</p>	<p>「旧法還付金等」という</p>
<p>当該還付金等</p>	<p>当該旧法還付金等</p>
<p>法附則第九条の八第二項</p>	<p>旧地方税法附則第九条の八第二項</p>
<p>）の十七分の十に相当する額（次条におい て「徴収取扱費基礎額」</p>	<p>次条において「平成二十六年三月の徴収取 扱費基礎額」</p>
<p>百分の〇・四五</p>	<p>百分の〇・三五</p>
<p>金額</p>	<p>金額と平成二十六年四月及び五月に法附則 第九条の六第三項の規定により当該道府県 に払い込むべき譲渡割として納付された額 の総額（平成二十六年四月及び五月に法附</p>

<p>の十一第二 附則第六條</p>	
<p>法附則第九條の七</p>	
<p>までの期間内に旧地方税法附則第九條の七</p>	<p>則第九條の七の規定により譲渡割に係る還付金等（同條に規定する還付金等をいう。以下この條において同じ。）が還付された場合にあつては当該還付金等に相当する額を控除し、法附則第九條の八第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては当該加算されるべき額を加算した額とする。）の十二分の十に相当する額（次條において「平成二十六年四月及び五月の徴収取扱費基礎額」という。）に百分の〇・四五を乗じて得た金額との合計額</p> <p>平成二十五年十二月から平成二十六年二月</p>

項

係る還付金等	、当該還付金等	当該還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内に法附則第九条の六第三項	当該徴収取扱費算定期間内に法附則第九条の八第二項	還付金等が当該徴収取扱費算定期間の次の徴収取扱費算定期間内
係る旧法還付金等	、当該旧法還付金等	当該期間内に旧地方税法附則第九条の六第三項	当該期間内に旧地方税法附則第九条の八第二項	旧法還付金等が平成二十六年三月に還付されたものとみなし、同月に旧地方税法附則第九条の七の規定により旧法還付金等が還付された場合であつて、当該旧法還付金等に相当する額が同月に旧地方税法附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総

<p>附則第六条 の十二</p>	<p>徴収取扱費基礎額</p>	<p>額（同月に旧地方税法附則第九条の八第二項の規定による加算されるべき額がある場合にあっては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が平成二十六年四月及び五月</p> <p>平成二十六年三月の徴収取扱費基礎額及び平成二十六年四月及び五月の徴収取扱費基礎額</p>
----------------------	-----------------	---

3 地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込

みがある場合における平成二十六年三月から五月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての第一項後段の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十七、新令第三十五条の十八、同項後段の規定により読み替えて適用される新令附則第六条の十一及び新令附則第六条の十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げ

る字句とする。

<p>第一項後段の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十七第一項</p>	<p>各期間（以下この条及び次条 当該各徴収取扱費算定期間内に法第七十二条の百三第三項及び 附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方税法等改正法第一条 当該各徴収取扱費算定期間内に法第七十二条の百四及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四 法第七十二条の百四第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二</p>	<p>各期間（次条 平成二十六年三月に 第一条 同月に旧地方税法第七十二条の百四 同条第三項</p>
---	--	--



<p>条の百四第三項</p>	<p>同じ</p>	<p>当該還付金等</p>	<p>法第七十二条の百五第二項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百五第二項</p>	<p>）の十七分の十に相当する額（次条において「徴収取扱費基礎額」</p>	<p>百分の〇・五〇</p>	<p>金額</p>
	<p>「旧法還付金等」という</p>	<p>当該旧法還付金等</p>	<p>旧地方税法第七十二条の百五第二項</p>	<p>次条において「平成二十六年三月の徴収取扱費基礎額」</p>	<p>百分の〇・五五</p>	<p>金額と平成二十六年四月及び五月に法第七十二条の百三第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によ</p>

---

---

ることとされた旧地方税法第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（平成二十六年四月及び五月に法第七十二条の百四及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四の規定により貨物割に係る還付金等（法第七十二条の百四第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百四第三項に規定する還付金等をいう。以下この条において同じ。）が還付された場合にあつて

---

<p>第一項後段の規定によ</p>	
<p>法第七十二条の百四及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によ</p>	
<p>平成二十五年十二月から平成二十六年二月までの期間内に旧地方税法第七十二条の百</p>	<p>は当該還付金等に相当する額を控除し、法第七十二条の百五第二項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百五第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては当該加算されるべき額を加算した額とする。)の十二分の十に相当する額(次条において「平成二十六年四月及び五月の徴収取扱費基礎額」という。)に百分の〇・五〇を乗じて得た金額との合計額</p>

り読み替えて適用される新令第三十五条の十七第二項	ることとされた旧地方税法第七十二条の百四	四
係る還付金等	係る還付金等	係る旧法還付金等
、当該還付金等	、当該還付金等	、当該旧法還付金等
当該還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間に法第七十二条の百三第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百三第三項	当該還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間に法第七十二条の百五第二項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法第七十二条の百五第二項	当該期間内に旧地方税法第七十二条の百五第二項

	<p>項</p> <p>還付金等が当該徴収取扱費算定期間の次の徴収取扱費算定期間内</p>	<p>旧法還付金等が平成二十六年三月に還付されたものとみなし、同月に旧地方税法第七十二条の百四の規定により旧法還付金等が還付された場合であつて、当該旧法還付金等に相当する額が同月に旧地方税法第七十二条の百三第三項の規定により当該道府県に払い込むべき貨物割として納付された額の総額（同月に旧地方税法第七十二条の百五第二項の規定による加算されるべき額がある場合にあつては、これを加算した額）を超えるときは、当該超える額に相当する還付金等が平成二十六年四月及び五月</p>
--	---	---

<p>新令第三十 五条の十八</p>	<p>徴収取扱費基礎額</p>	<p>平成二十六年三月の徴収取扱費基礎額及び 平成二十六年四月及び五月の徴収取扱費基 礎額</p>
<p>第一項後段 の規定によ り読み替え て適用され る新令附則 第六条の十 一第一項</p>	<p>各期間（以下この条及び次条 当該各徴収取扱費算定期間内に法附則第九 条の六第三項及び地方税法等改正法附則第 二条の規定によりなお従前の例によること とされた旧地方税法附則第九条の六第三項 当該各徴収取扱費算定期間内に法附則第九 条の七及び地方税法等改正法附則第二条の 規定によりなお従前の例によることとされ た旧地方税法附則第九条の七</p>	<p>各期間（次条 平成二十六年三月に旧地方税法附則第九 条の六第三項</p> <p>同月に旧地方税法附則第九条の七</p>
<p>（法附則第九条の七及び地方税法等改正法</p>	<p>（同条</p>	

<p>附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の七</p>	
<p>同じ</p>	<p>「旧法還付金等」という</p>
<p>当該還付金等</p>	<p>当該旧法還付金等</p>
<p>法附則第九条の八第二項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の八第二項</p>	<p>旧地方税法附則第九条の八第二項</p>
<p>（の十七分の十に相当する額（次条において「徴収取扱費基礎額」</p>	<p>次条において「平成二十六年三月の徴収取扱費基礎額」</p>
<p>百分の〇・四五</p>	<p>百分の〇・三五</p>
<p>金額</p>	<p>金額と平成二十六年四月及び五月に法附則第九条の六第三項及び地方税法等改正法附</p>

---

---

則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額（平成二十六年四月及び五月に法附則第九条の七及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の七の規定により譲渡割に係る還付金等（法附則第九条の七及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の七に規定する還付金等をいう。以下この条において同じ。）が還付され

---



<p>第一項後段の規定によ</p>	
<p>法附則第九条の七及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例による</p>	
<p>平成二十五年十二月から平成二十六年二月までの期間内に旧地方税法附則第九条の七</p>	<p>た場合にあつては当該還付金等に相当する額を控除し、法附則第九条の八第二項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の八第二項の規定により加算されるべき額がある場合にあつては当該加算されるべき額を加算した額とする。）の十二分の十に相当する額（次条において「平成二十六年四月及び五月の徴収取扱費基礎額」という。）に百分の〇・四五を乗じて得た金額との合計額</p>

り読み替えて適用される新令附則	こととされた旧地方税法附則第九条の七	
て適用される新令附則	係る還付金等	係る旧法還付金等
第六条の十	、当該還付金等	、当該旧法還付金等
一第二項	当該還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内に法附則第九条の六第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の六第三項	当該期間内に旧地方税法附則第九条の六第三項
	当該徴収取扱費算定期間内に法附則第九条の八第二項及び地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧地方税法附則第九条の八第二項	当該期間内に旧地方税法附則第九条の八第二項
	還付金等が当該徴収取扱費算定期間の次の	旧法還付金等が平成二十六年三月に還付さ

<p>新令附則第 六条の十二</p>	
<p>徴収取扱費基礎額</p>	<p>徴収取扱費算定期間内</p>
<p>平成二十六年三月の徴収取扱費基礎額及び 平成二十六年四月及び五月の徴収取扱費基</p>	<p>れたものとみなし、同月に旧地方税法附則 第九条の七の規定により旧法還付金等が還 付された場合であつて、当該旧法還付金等 に相当する額が同月に旧地方税法附則第九 条の六第三項の規定により当該道府県に払 い込むべき譲渡割として納付された額の総 額（同月に旧地方税法附則第九条の八第二 項の規定による加算されるべき額がある場 合にあつては、これを加算した額）を超え るときは、当該超える額に相当する還付金 等が平成二十六年四月及び五月</p>

基礎額

4 平成二十六年六月から八月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての新令第

三十五条の十七、第三十五条の十八、附則第六条の十一及び附則第六条の十二の規定の適用については、

次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十五条 の十七第一 項	第三十五条 の十七第二 項	十七分の十	十二分の十
法第七十二条の百四	当該還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内	平成二十六年四月及び五月に法第七十二条の百四	平成二十六年四月及び五月
	当該徴収取扱費算定期間内		平成二十六年四月及び五月
	当該徴収取扱費算定期間の次		平成二十六年六月から八月まで

附則第六条 の十一第一 項	十七分の十	十二分の十
附則第六条 の十一第二 項	法附則第九条の七	平成二十六年四月及び五月に法附則第九条 の七
当該還付金等を還付した日の属する徴収取 扱費算定期間内	平成二十六年四月及び五月	
当該徴収取扱費算定期間内	平成二十六年四月及び五月	
当該徴収取扱費算定期間の次	平成二十六年六月から八月まで	

5 地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込

みがある場合における平成二十六年六月から八月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支  
払についての第一項後段の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十七、新令第三十五条の十  
八、同項後段の規定により読み替えて適用される新令附則第六条の十一及び新令附則第六条の十二の規定

の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

<p>第一項後段の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十七第一項</p>	<p>十七分の十</p>	
<p>第一項後段の規定により読み替えて適用される</p>	<p>法第七十二条の百四及び 当該還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内</p>	<p>十二分の十</p>
	<p>法第七十二条の百四及び</p>	<p>平成二十六年四月及び五月に法第七十二条の百四及び</p>
	<p>平成二十六年四月及び五月</p>	

<p>り読み替え の規定によ 第一項後段</p>	<p>当該還付金等を還付した日の属する徴収取</p>	<p>平成二十六年四月及び五月</p>
<p>の規定によ 第一項後段</p>	<p>法附則第九条の七及び</p>	<p>平成二十六年四月及び五月に法附則第九条 の七及び</p>
<p>第一項 第六条の十 る新令附則 て適用され り読み替え の規定によ 第一項後段</p>	<p>十七分の十</p>	<p>十二分の十</p>
<p>七第二項 十五条の十 る新令第三</p>	<p>当該徴収取扱費算定期間の次</p>	<p>平成二十六年四月及び五月 平成二十六年六月から八月まで</p>

て適用される新令附則	扱費算定期間内	
第六条の十	当該徴収取扱費算定期間内	平成二十六年四月及び五月
一第二項	当該徴収取扱費算定期間の次	平成二十六年六月から八月まで

6 平成二十六年九月から十一月までの期間及び同年十二月から平成二十七年二月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての新令第三十五条の十七（第一項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）  
 第三十五条の十八、附則第六条の十一（第一項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）  
 及び附則第六条の十二の規定の適用については、新令第三十五条の十七第一項及び附則第六条の十一第一項の規定中「十七分の十」とあるのは、「十二分の十」とする。

（不動産取得税に関する経過措置）

第五条 新令第三十六条の十第二項第六号の規定は、附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用する。



2 地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四号）附則第七条第三項の規定によりなお効力を有することとされる同法第一条の規定による改正前の地方税法第七十三条の二十七の五第一項の規定の適用がある場合における新令第三十九条の五及び第三十九条の六の規定の適用については、新令第三十九条の五中「法第七十三条の二十七の六第一項」とあるのは「地方税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四号。以下この条及び次条において「改正法」という。）附則第七条第三項の規定によりなお効力を有することとされる改正法第一条の規定による改正前の法第七十三条の二十七の五第一項」と、新令第三十九条の六中「法第七十三条の二十七の六第一項」とあるのは「改正法附則第七条第三項の規定によりなお効力を有することとされる改正法第一条の規定による改正前の法第七十三条の二十七の五第一項」とする。

（市町村民税に関する経過措置）

第六条 新令第四十八条の七第二項（新令第七条の十三の二第二号に係る部分に限る。）の規定は、平成二十六年四月一日以後の災害又は盗難若しくは横領により生ずる地方税法第三百十四条の二第一項第一号に規定する損失の金額について適用し、同日前の災害又は盗難若しくは横領により生じた同号に規定する損

失の金額については、なお従前の例による。

2 新令第四十八条の七第一項において準用する新令第七条の十三の四及び新令附則第十八条第九項第一号の規定は、平成二十七年以後の年度分の個人の市町村民税について適用し、平成二十六年度分までの個人の市町村民税については、なお従前の例による。

3 新令第四十八条の七第四項（新令第七条の十五の十第四号に係る部分に限る。）の規定は、市町村民税の所得割の納税義務者が平成二十六年四月一日以後に支払う地方税法第三百十四条の二第一項第五号イに規定する新生命保険料若しくは旧生命保険料、同号ロに規定する介護医療保険料又は同号ハに規定する新個人年金保険料若しくは旧個人年金保険料について適用し、市町村民税の所得割の納税義務者が同日前に支払った同号イに規定する新生命保険料若しくは旧生命保険料、同号ロに規定する介護医療保険料又は同号ハに規定する新個人年金保険料若しくは旧個人年金保険料については、なお従前の例による。

4 新令第四十八条の七第四項（新令第七条の十五の十四第四号に係る部分に限る。）の規定は、市町村民税の所得割の納税義務者が平成二十六年四月一日以後に支払う地方税法第三百十四条の二第一項第五号の三に規定する地震保険料について適用し、市町村民税の所得割の納税義務者が同日前に支払った同号に規

定する地震保険料については、なお従前の例による。

5 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後に開始する最初の事業年度又は連結事業年度に係る法人の市町村民税についての新令第四十八条の十及び第四十八条の十の三において準用する新令第八条の六の規定の適用については、同条第一項中「六を乗じて」とあるのは、「四・七を乗じて」とする。

(固定資産税に関する経過措置)

第七条 別段の定めがあるものを除き、新令の規定中固定資産税に関する部分は、平成二十六年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成二十五年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新令第四十九条の十五第二項第十号の規定は、附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の一月一日(当該施行の日が一月一日である場合には、同日)を賦課期日とする年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(事業所税に関する経過措置)

第八条 新令第五十六条の二十六の五の規定は、附則第一条第十号に掲げる規定の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の事業及び同日の属する年以後の年分の個人の事業(同日前に廃止された個人の事業を

除く。) に対して課すべき事業所税について適用する。

(国民健康保険税に関する経過措置)

第九条 新令の規定中国国民健康保険税に関する部分は、平成二十六年以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成二十五年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(法人の都民税に関する経過措置)

第十条 附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日以後に開始する最初の事業年度又は連結事業年度に係る法人の都民税についての新令第八条の六(新令第八条の八において準用する場合並びに新令第五十七条の二において準用する新令第四十八条の十及び第四十八条の十の三において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定の適用については、新令第八条の六第一項中「六を乗じて」とあるのは、「三・八を乗じて」とする。

(予算決算及び会計令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の適用に関する経過措置)

第十一条 平成二十六年から平成二十八年度までの各年度における予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第百六十五号)附則第九条の二の規定の適用については、同条中「十三分の十一」とあるのは、「九分

の七」とする。

2 平成二十六年度から平成二十八年度までの各年度における国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）第四条の二第七項の規定の適用については、同項中「十三分の二」とあるのは、「九分の二」とする。

（地方税法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第十二条 地方税法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第七十三号）の一部を次のように改正する。

第九条の七の改正規定中「第九条の七第四項ただし書中「あん分して」を「<sup>あん</sup>按分して」に改め、同条第六項」を「第九条の七第八項」に、「同条第十五項」を「同条第十七項」に改め、「改め、同条第二十六項中「あん分して」を「按分して」に」を削る。

第九条の十六の改正規定中「同令」に」の下に「、「規定するものとする」を「規定するものとし、特定配当等のうち同法第四十一条の十二の二第一項第二号に規定する国外割引債の償還金に係る差益金額に係るものについては同令第二十六条の十七第四項に規定するものとする」に」を加える。

第三十五条の十九第一項の改正規定及び第四十八条の十三の改正規定を削る。

第五十七条の二の改正規定中「削り、「あん分して」を「按分して」に改める」を「削る」に改める。

附則第二十三条の改正規定を次のように改める。

附則第二十三条第二項を削り、同条第三項各号列記以外の部分中「附則第四十一条第八項」を「附則第四十一条第七項」に改め、同項第一号中「附則第四十一条第八項に規定する移行一般社団法人等」を「附則第四十一条第七項に規定する整備法第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人であつて整備法第二百一十一条第一項において読み替えて準用する整備法第百六条第一項の登記をしたもの（以下この号において「移行一般社団法人等」という。）」に改め、同項を同条第二項とする。

## 理由

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、不動産取得税、固定資産税等に係る課税の特例に関する細目を定めるとともに、法人住民税法人税割の税率の引下げに対応した所要の規定の整備を行う等の必要があるからである。